

## 11 危険物・防災・保安関係

### (1) 高圧ガス保安法関係

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
31 圧力機器の受入制度	外国製圧力機器の受け入れシステムの進展を図るため、対象となる機器の範囲、技術基準の明確化等を行うことにより、日本と当該国の相互承認の制度の構築に向け協議を行う。		11年度以降当該国と協議		(経済産業省) 現在、圧力容器等の相互承認について、当該国と協議中。	
36 天然ガス自動車用燃料容器等の検査	天然ガス自動車用燃料容器等の検査について、海外におけるこれらの基準・規格の緩和の動向に対応した申請等があった場合には、基準の解釈、試験方法等を含めて、これらの海外基準・規格の受入れに適切に対処する。			逐次実施	(経済産業省) 現在の高圧ガス保安法に基づく容器等の例示基準については、事業者が実験データを取得し例示基準案を作成・提出し、安全性を評価・検証した上で安全性が確認されれば、所要の措置を講ずることとしている。	

(5) その他

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
国際規制物資の使用廃止措置 （文部科学省）	不要な少量の国際規制物資（ウラン、トリウム等）の引受体制の整備を含め、所要の検討を行う。		11年度 （検討）	12年度 （検討）	（文部科学省） ウラン・トリウム等の核燃料物質・核原料物質の引受体制の在り方等に関する有識者の検討結果（平成12年12月25日）等を踏まえて、平成13年度及び平成14年度に、引取りスキームに係る法令体系の具体的検討を含んだ委託調査事業（「核原料物質・核燃料物質の適切な管理に向けた行動に係る調査」）を実施。これらを踏まえつつ、今後ともその他の少量の国際規制物資についても検討を行っていく。	
放射性廃棄物の埋設処分基準 （文部科学省、経済産業省）	重水炉、放射線障害防止法対象施設等における固体状物質を対象としたクリアランスレベル、原子力発電所から発生する放射性廃棄物のうち現行の政令濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物（炉内構造物、使用済制御棒等）の埋設処分基準等の設定に向けた検討を行う。 また、主な原子炉施設から発生する固体状廃棄物を対象としたクリアランスレベルに関する制度化の方針を検討する。		11年度 （検討）	12年度 （検討）	（文部科学省） 陽電子放出断層撮影（PET）による診断、研究で用いられる短半減期放射性核種のみを含む廃棄物については、放射性廃棄物としての適用を除外することについて、原子力安全委員会（平成15年10月）に報告するとともに、放射線審議会（平成15年12月）に諮ったところ。この結果を受けて、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成16年文部科学省令第11号、平成16年3月25日施行）等において放射性廃棄物としての適用を除外できるよう改正を行った。 原子力施設から発生する固体状廃棄物を対象としたクリアランスに関する制度化については、原子力安全委員会及び文部	

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
					<p>科学省の研究炉等安全規制検討会における検討を踏まえた原子炉等規制法改正法案を平成17年通常国会に提出。平成17年5月20日に改正され（法律第44号）、平成17年12月1日より施行された。</p> <p>また、放射線障害防止法対象施設における固体状物質を対象とするクリアランスレベルの制度化に関しても、文部科学省の放射線安全規制検討会において平成16年10月より検討を開始し、平成17年9月には同規制検討会の下に、「クリアランス技術検討ワーキンググループ」を設置し、検討を行っているところ。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>固体状廃棄物を対象としたクリアランスレベルに関する制度化については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会報告「原子力施設におけるクリアランス制度の整備について」（平成16年9月（同年12月一部改訂））を踏まえ、第162回通常国会にて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律を改正し、クリアランス制度を導入した（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成17年5月20日法律第44号））。</p> <p>炉内構造物、使用済制御棒等については「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する</p>	

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
					政令（平成12年政令第531号、平成13年10月1日施行）」において埋設濃度上限値の設定のための改正を行ったところ。また、埋設処分基準等については原子力安全委員会における検討（平成17年9月から開始）を踏まえ、今後整備していく予定である。	
放射性物質輸送容器に関する負担軽減	外国当局により安全性が確認された放射性物質輸送容器について、安全審査に係る申請者の負担軽減について、可能な限り努力する。		11年度（検討）	12年度	（経済産業省） 核燃料物質等輸送に係る申請者の負担軽減について、それぞれの申請内容に応じ個別に検討することとしているが、現在までのところ、本要望のような申請はなされていない状況である。	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の生分解度試験	化審法の生分解度試験において分解生成物が生じた場合、化審法で求められる試験のデータのレベルを維持したまま試験費用を軽減することについて、科学的知見の蓄積に合わせ検討する。			12年度（検討）	（厚生労働省、経済産業省、環境省） 生分解性試験において生ずる分解生成物に関しては、既存化学物質の安全性点検において、知見の蓄積を図るとともに、蓄積性の推定手法等に関する検討を行っているところ。	
既存化学物質とCAS番号との対応	既存化学物質について、技術的に可能な範囲でCAS番号と対応させる。		逐次実施		（厚生労働省、経済産業省、環境省） 既存化学物質と米国の化学情報データベースが化学物質に付与しているCAS番号との対応については、鋭意、具体的な作業を進めているところである。	